4　第一項の規定に基づき特地官署とされた官署に在勤する職員の給与法第十四条第一項又は第二項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額は、第四条第二項及び第四項、第五条第三項並びに第六条の四（第四項を除く。）の規定にかかわらず、改正規則施行日の前日から引き続き当該官署に在勤している職員にあつては次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める額、同日から引き続き当該官署に在勤している職員以外の者にあつては当該職員との権衡を考慮して別に人事院が定める額とする。

一　改正規則施行日において準特地官署に該当することとなつた官署に在勤する職員（次号に掲げる職員を除く。）　当該官署を準特地官署とみなし、かつ、その職員が改正規則施行日に当該官署に異動したものとした場合における第四条第二項若しくは第四項又は第六条の四（第四項を除く。）の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額に、準ずる手当特例基礎額に百分の一（改正規則施行日前に相当異動等の日から起算して四年に達した場合及び改正規則施行日から平成二十六年三月三十一日までの期間内に相当異動等の日から起算して四年に達した場合におけるその四年に達した日後については、零）を乗じて得た額に百分の四十を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加算して得た額（その額が現に受ける俸給及び扶養手当の月額の合計額（減額支給対象職員にあつては、当該合計額から減額基礎額を減じた額）に百分の六を乗じて得た額を超えるときは、当該額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

二　改正規則施行日において第四条第五項第二号に掲げる官署に該当することとなつた官署に在勤する職員　次に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ　冬期以外の期間　準ずる手当特例基礎額に百分の五（改正規則施行日前に相当異動等の日から起算して四年に達した場合における改正規則施行日から相当異動等の日から起算して五年に達する日までの間及び改正規則施行日から平成二十六年三月三十一日までの期間内に相当異動等の日から起算して四年に達した場合におけるその四年に達した日後については百分の四、改正規則施行日前に相当異動等の日から起算して五年に達した場合及び改正規則施行日から平成二十六年三月三十一日までの期間内に相当異動等の日から起算して五年に達した場合におけるその五年に達した日後については百分の二）を乗じて得た額に百分の四十を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

ロ　冬期　前号に定める額

三　前二号に掲げる職員以外の職員　前号イに定める額

5　前項の準ずる手当特例基礎額は、改正規則施行日に受ける俸給及び扶養手当の月額の合計額（その額が現に受ける俸給及び扶養手当の月額の合計額（減額支給対象職員にあつては、当該合計額から減額基礎額を減じた額）を超えることとなる期間については、当該合計額）とする。

6　第四項の規定の適用を受ける職員（同項第一号及び第三号の規定の適用を受ける職員を除く。）については、改正規則施行日から平成二十五年十月三十一日までの間は、第四条第五項及び第五条第四項の規定は、適用しない。

第十三条　特例級別区分が二級地又は一級地である官署のうち、改正規則施行日に第二条の二各号に掲げる官署（以下この条において「特定特地官署」という。）に該当することとなつた官署に勤務する職員の給与法第十三条の二第一項又は第二項の規定による特地勤務手当（第二号に掲げる職員にあつては、冬期以外の期間に支給するものに限る。）の月額は、第二条及び第六条の二の規定にかかわらず、平成二十六年三月三十一日（第二号に掲げる職員にあつては、平成二十五年十月三十一日）までの間（その期間内に当該官署が特定特地官署に該当しないこととなつた場合にあつては、その該当しないこととなつた日の前日までの間）、改正規則施行日の前日から引き続き当該官署に勤務している職員にあつては次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める額、同日から引き続き当該官署に勤務している職員以外の者にあつては当該職員との権衡を考慮して別に人事院が定める額とする。

一　特例級別区分が二級地である官署に勤務する職員　次に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ　冬期以外の期間　前条第二項の特地勤務手当特例基礎額に当該官署の特例級別区分に係る支給割合を乗じて得た額に百分の四十を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

ロ　冬期　第二条又は第六条の二の規定による特地勤務手当の月額に、前条第二項の特地勤務手当特例基礎額に当該官署の特例級別区分に係る支給割合から改正規則施行日における級別区分に係る支給割合を減じた割合を乗じて得た額に百分の四十を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

二　前号に掲げる職員以外の職員　同号イに定める額

2　前項の規定の適用を受ける職員については、改正規則施行日から平成二十五年十月三十一日までの間は、第二条の二の規定は、適用しない。

3　特例級別区分が二級地又は一級地である官署のうち、改正規則施行日に特定特地官署に該当することとなつた官署に在勤する職員の給与法第十四条第一項又は第二項の規定による特地勤務手当に準ずる手当（冬期以外の期間に支給するものに限る。）の月額は、第四条第二項及び第四項、第五条第三項並びに第六条の四（第四項を除く。）の規定にかかわらず、平成二十五年十月三十一日までの間（その期間内に当該官署が特定特地官署に該当しないこととなつた場合にあつてはその該当しないこととなつた日の前日までの間、第四条第五項第一号に掲げる官署に該当することとなつた場合にあつてはその該当することとなつた日の前日までの間）、改正規則施行日の前日から引き続きその官署に在勤している職員にあつては当該職員が改正規則施行日に当該官署に異動したものとした場合における第四条第二項若しくは第四項又は第六条の四（第四項を除く。）の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額に、前条第四項の準ずる手当特例基礎額に百分の一（改正規則施行日前に相当異動等の日から起算して四年に達した場合及び改正規則施行日から平成二十五年十月三十一日までの期間内に相当異動等の日から起算して四年に達した場合におけるその四年に達した日後については、零）を乗じて得た額に百分の四十を乗じて得た額（その額が現に受ける俸給及び扶養手当の月額の合計額（減額支給対象職員にあつては、当該合計額から減額基礎額を減じた額）に百分の六を乗じて得た額を超えるときは、当該額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加算して得た額（その額が現に受ける俸給及び扶養手当の月額の合計額（減額支給対象職員にあつては、当該合計額から減額基礎額を減じた額）に百分の六を乗じて得た額を超えるときは、当該額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、当該職員以外の者にあつては当該職員との権衡を考慮して別に人事院が定める額とする。

第十四条　改正規則施行日における級別区分が特例級別区分より下位となつた官署に勤務する職員の給与法第十三条の二第一項又は第二項の規定による特地勤務手当（別表の一の表備考第二項の規定の適用を受ける官署（以下この条において「特例官署」という。）のうち特例級別区分が二級地である官署に勤務する職員にあつては、冬期以外の期間に支給するものに限る。）の月額は、第二条及び第六条の二の規定にかかわらず、平成二十六年三月三十一日（特例官署のうち特例級別区分が二級地である官署に勤務する職員にあつては、平成二十五年十月三十一日）までの間（その期間内に当該下位となつた官署が級別区分の異なる特地官署に該当することとなつた場合（特例官署が平成二十五年十一月一日に三級地に該当することとなる場合を除く。）又は特地官署に該当しないこととなつた場合にあつては、その該当し、又は該当しないこととなつた日の前日までの間）、第二条又は第六条の二の規定による特地勤務手当の月額に、改正規則施行日の前日から引き続き当該下位となつた官署に勤務している職員にあつては第十二条第二項の特地勤務手当特例基礎額に特例級別区分に係る支給割合を減じた割合を乗じて得た額に